

# 野木町議会基本条例一部改正及び解説

## 1. 第6条第6項改正

### (1) 改正前

#### 第6条

6 議会は、原則として全議員出席のもとに、議会活動についての町民に対する報告及び町民との意見交換を目的とする議会報告会を、年1回開催するものとする。

### (2) 改正後

#### 第6条

6 議会は、町民の意見を広く集め、政策提案に反映させるために、積極的に町民と議会との交流の場を設けるものとする。

＜解説＞ 町民に対する報告及び町民との意見交換を目的とする議会報告会を年1回開催してきましたが、さらに、町民や関係団体等の意見を政策提案に反映させるため、議会に対する理解を促進するための意見交換会、模擬議会の開催等多様な交流の場を設けることとします。そして、これらの交流の場は、年1回に限らず設けることを定めるものです。

## 2. 第7条第3項改正

### (1) 改正前

#### 第7条

3 町長は、議員の質問等に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

### (2) 改正後

#### 第7条

3 町長、副町長、教育長、部長、教育次長、課長及び局長は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

＜解説＞ 町長にのみ許されていた反問権を、本議会及び委員会における主幹以上の説明員全員に与えることを定めるものです。